## 岩手県選挙管理委員会告示第89号

最高裁判所裁判官国民審査法(昭和22年法律第136号)第27条第2項及び最高裁判所裁判官国民審査法施行令(昭和23年政令第122号)第16条において準用する公職選挙法施行令(昭和25年政令第89号)第80条第1項の規定により、平成26年12月14日執行の最高裁判所裁判官国民審査における審査分会長及びその職務を代理すべき者(以下「職務代理者」という。)を次のとおり選任した。

平成26年12月2日

## 岩手県選挙管理委員会

委員長 八木橋 伸 之

審査分会長		職務代理者	
住所	氏 名	住 所	氏 名
盛岡市神明町10番15号	八木橋 伸之	盛岡市住吉町13番30-1304号	泉 裕之